



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

輝く世紀に興亞の債券

# 支那事變 貯蓄債券

行銀業勸本日・省藏大

一等割増金 貯蓄債券  
一千圓(十圓券)・一千圓(五圓券)  
一萬圓(同)・五千圓(同)

無料保管 勸業銀行、郵便局では事變債券は特に無料で

誌日報部
<p>八月十六日(金) ▼英在支警備區の日米兩軍分割 を發表 ▼ドイツ機ロンドン大 空襲を敢行</p> <p>八月十七日(土) 秦國軍隊佛印國境に集結 解成る</p> <p>○本島の總人口五百八十九萬五 千餘人(國勢調査部發表) □中 央指導部、諸問機關に國民協議 會を設置</p> <p>八月十九日(月) ▼トロッキー氏暗殺さる(於 キシコ) □内地陸軍管區を改 編</p> <p>八月二十日(火) 飛行基地とし五十年限で租 借 □英は支那銀行券の英國輸 入を禁止</p> <p>八月二十一日(水) ▼米國南太平洋の英領、二島を 我が外務省外交陣營強化の爲 在外使臣に驅逐命令を發す</p> <p>八月二十四日(土) 全印國民會議派、義勇軍新設 を決議 □英軍重リビア灘空襲 獨逸經濟使節團モスクワへ向</p>

目次
表紙 ..... 謹位向上的秋
部報日誌 ..... 編輯部：一
統制經濟と國民の協力 ..... 楠井隆三：ニ
國境劃定の現地作業開始 ..... 満蒙
北白川宮永久王殿下の御戰死を承りて
八月二十七日(火) △新體制確立への第一回準備會 開催 □ソ聯、ルーマニア國境 地方に於て衝突 □羅、洪國 領内に侵入不法攻撃
八月二十八日(水) ▼日支國交調整審議完了
八月二十九日(木) △青年中國團體を網羅して皇道 翼賛青年聯盟於東京結成 □南 支陸海關を空襲 □國民政
スパイはどうして防ぐか ..... 蔴寧軍報道部：二
法令解説のベージ ..... 三
新に制定された木炭輸出取締規則 ..... 總督府審議室
有限會社法とはどういふものか ..... 法務局民刑課
臺灣護本審査決定 ..... 三
本年度國勢調査 ..... 三
華僑の動向を探る ..... 三
地方情報 ..... 三

# 統制經濟と國民の協力

臺北帝大教授 楠井 隆三

事變と國民の協力——天業實業としての國民の協力——  
統制經濟においては、協力は原理的に不可缺の要素である  
——その理由の説明、資本主義との對比において——統制  
II 政府の指導プラス國民の協力——統制經濟に於ては、國  
民の協力はこの經濟の運轉そのものから必然的である——  
經濟と連繩。

事變が始まつて二三日たつと、日本  
の協力——經濟聯盟と日本工業俱樂部の二大團體  
が速早く政府を絶對的に支持する旨の共同聲明を發した。  
政府もまた財界ならびに言論界の代表者を招いて、その協  
力と支持とを求めた。これを皮切りとして、事變が進展  
し、國民生活がますます戦時體制化するにつれて、國民の  
側からの自發的協力と、政府の側からの協力の慾意とは、

我々生活のあらける分野において、いはゆる「國策の線に  
沿つて」なる合言葉をもつて、矢つぎ早やに行はれるやう  
になつた。殊に國家總動員の精神的領域における形態とし  
ての國民精神總動員運動、實業界における形態としての產  
業界・交通界・金融界の各種團體の自治的統制、勞働界に  
おける形態としての「產業報國會」、農業界における形態  
としての「農業報國運動」、商業的領域における「商業報國  
運動」などは、國民の政府への協力の組織的形態の最も著  
しきものである。これらの團體のうちには、政府への協力  
を、文字どほりにその表看板として創設されたものすらあ  
る。たとへば「中央物價統制協力會議」のごとき之である。  
第二次近衛内閣は、事變處理・國防國家構成を目標と  
せる國民生活全般の新體制確立をその使命としてゐるが、

なかんづく經濟的新體制の確立がその中軸をなしてゐる。  
そしてこの新體制は今や諸種の經濟團體の再組織とその統  
合化とを通じて實現されようとしてゐるが、この場合、民  
間の政府への協力といふことが、一層組織的に行はれるこ  
とが、その根本義とされてゐる。

——協力と—— いふまでもなく、戰時下の國民體制  
——國體性—— としては、如何なる時代においても、

國民の政府への協力が、この體制の整備ならびにその機能  
の完全な發揮のうへに至大の重要性を持つてゐる。これな  
くしては、戰争目的への追進は不可能である。少くとも極  
めて困難である。いはんや近代戰のごとく、戰爭そのもの  
が總力戰的性格を帶びてゐる場合においては、國民の政府  
への協力は、あらゆる分野において、不可缺的契機となつ  
てゐる。これは、ひとり我が國にのみ限つたことではなく  
て、如何なる國においても、戰争を開始するや否や、まづ  
第一に、國民の全般的協力を要望してゐることは、新聞紙  
上のニュースに現はれてゐる獨・伊・英・佛の政治家の國民  
に対する演説や聲明や、その他、輿論獲得または輿論形成  
のためのあらゆる運動において、これを見ることができ  
よう。

- 3 -

この國民の政府への協力は、いふまでもなく、國家が各  
人に對して單に法律的にある作爲または不作爲を命ずること  
とを意味するのではない。それは、單にこのやうな、戰時  
において最小限度に必要とされる義務として各人に餘儀な  
くされた、いはば消極的な行爲ではなくして、滅私奉公の  
精神に燃ゆる各人の自覺的な、自發的な、いはば積極的な  
行爲としての協力でなければならぬ。この意味において、  
それは道徳的・倫理的な本質を持つに至る。

前述のやうに近代戰の國民體制においては、かゝる意味  
における協力が、この體制の形成の上において缺くべから  
ざる要素であることは、いづれの國についても均しくいへ  
るのであるが、かゝる協力の慾意・勵奨と實現との難易  
は、國柄によつて大いに異なる。いふまでもなく、國民の  
貧富の懸隔が甚だしくて、國の内部が階級的に分裂してゐ  
る國や諸民族の複合から形成されてゐて民族間の融和が完  
全でない國においては、國民の總親和・總努力としての協  
力は仲々容易な業ではない。我々はかかる事例を多くの國  
において見出し得るであらうが、その敍述は、これを他の  
機會に譲らう。

### 翼賛

これをわが大日本帝國について云ふに更めて云ふまでもなく、一君萬民・君民頭首股肱の關係をもつて國家構成の基本原理としてゐる。上天皇はいくしみをもつて萬民に對し給ひ、下億兆は心を一つにして天皇にいつきまつらふことに、その獨自性を見る。臣民の大御心をもつて、おのがじゝその心となし、己れの分に應じて、天業達成に協力し奉ることを意味する。我々の行爲は、我々が公人として文武の公務に執掌するときには、直接的に翼賛の實踐となり、また私人の日常生活における行為としては、間接的な翼賛行爲を意味する。日本人の日本人たる所以は、公人としても、私人としても、その一舉手一投足がただちに翼賛行爲であるとの自覺をもつてなさることにある。いはんや、戦時においては、國民のこの自覺はいよいよ明徴となり、ますます熾烈となる。まことに明治天皇の御製に

しきしまの大和心のをゝしさは

ことある時ぞあらはれにける

このことを明かにするために、まづ資本主義經濟をとつて見よう。この經濟は、その純粹な形態においては、自由主義を基調とし、すべての經濟(すなはち企業と家政經濟)は、原則として、自己本位の、自利心による經濟活動を認められ、利潤の無制限的追求ならびに自家慾望の最大的滿足がすべての經濟的現象の生成の原動力となつてゐる。もちろんいはゆる「公の秩序、善良なる風俗」に反馳するやうなことは、反社會的・反國家的行爲として否認されるが、國民が營利原理を無視し、自己の利益を全部的に放擲して行動することは、必ずしも國民經濟の要求するところではない、いな、資本主義經濟のある階段においては、各人が出来るだけ利己心を發揮することが、その結果において、社會全體をして發達せしむる所以であるとさへ主張せられ、また事實的にも大體然りであった。もちろんかゝる自由主義的經濟においても、國民の國家に對する積極的協力が道德的に無效果であるといふわけでは決してない。

個人の減私奉公の努力は、國民經濟の發達をして、然ざる場合に比して、一層圓滑にし容易にし、もつて國民經濟全體の歴史的進展の車輪を動かすための有效な原動力の一つであつたことは否定し得ない。

と仰せになつてゐるがごとく、平時に於ける國民の戮力の緊密性の大なることにおいて他の諸國にまさつてゐる我が國體の獨自性は、一旦緩急ある際には、その神髓を一際強く發揮する。このことは、過去においても幾度か經驗したところであるが、今次の事變に際しても亦然りである。

### 統制經濟

が私は今こゝでは、戰時下的國民生に統制經濟において、國民の政府への協力が如何なる意味を持つてゐるか、それが必要であることは自明のやうであるが、何故にさうであるかについて考察して見たい。私見によれば、統制經濟といふ一つの特殊經濟制のもとにあつては、協力は單に倫理的に必要であるといふのではなくして、實に、經濟機構として之を必然的たらしめてゐるのである。といふ意味は、もし協力が單に道徳的意味しか持つてゐないとするならば、國民の積極的な協力がなくとも、經濟の運行が行はれ得るはずであるが、統制經濟にあつては、その運営のためにぜひとも國民の協力を必要としてゐる。これなくしては、それは一つの經濟として成立することを得ないといふにある。そして我々はこゝにこの經濟體制の基本的な特性を見出しえるのである。

が統制經濟のもとにあつては、事情が著しく異なつて來る。こゝでは、國民の協力は、統制經濟の機構自體がこれを必然的たらしめてゐるのである。統制經濟における政府の經濟的統制は、決して、卒然と統制なる語を單にその文字面から解釋するときに想起されるやうに、政府の強權をもつてする私人の經濟的活動に對する絕對的な支配を意味しない。このやうな絕對的支配の體制は、社會主義や共產主義の目標と对照するところであつて、統制經濟とこれらとの經濟とを區別するものは、實に、政府の支配の相對的たるか絕對的たるかに存する。また機構として自由原理が働いてゐるかゐないかといふ點に、資本主義經濟と統制經濟との區別が存する。

指導  
協力　統制經濟とは何かについては、他の機會に詳述したから(臺北萬商「南邦經濟」特輯號、昭一五・二、「統制經濟の基調としての全體主義」)こゝでは觸れないが、その最も基本的な契機の一つとして、統制を擧げねばならぬ。統制は、今少しくこれを分析していくべし、政府の指導と民間の協力との合作である。統制經濟は、この指導と協力とを基礎として形成された體制または機構を持つ。このことをも少し詳細に説明しよう。

統制といふ作用は、指導と協力とに分けて考へられる。

指導とは、統制の主體すなはち政府の側から見た場合のことであり、協力とは、統制の客體すなはち人民の側から見た場合のことである。指導は、主體が、客體の作爲または不作爲が、主體の意欲する状態を實現すべく自發的になされるやうに、客體に働きかけることを意味する。この際「自發的」といふことに重點が置かれてゐる。主體はその實現せんとしてゐる狀態を強権的に客體に強い（かかる場合は即ち支配である）のではなくして、客體が主體の欲する方向に、またその欲する程度に、自らの自由意志において動くやうに導くにある。逆にいへば、客體がよく主體の欲するところを多かれ少なかれ探索し、これが實現を自ら引き受け努力することを意味する。これが即ち協力なる語の内容である。統制は、このやうに、主體たる政府が國民全體の立場において意欲し、客體たる個人が、この全體の樹ての目標に向つて、部分としての自覺において行爲するところに成立する事象である。

統制すなはち指導・協力關係と似て非なるものは、支配一服從關係である。支配にしても、ともに自由放任と對立する事象なる點において一致するが、それ

ことである。狐疑逡巡、朝令暮改は最も大なる禁物であり、かゝること繰り返せば、國民はその歸趣するところを失ひ、その行爲が支離滅裂となつて統一性を無くしてしまひ、遂には指導者の權威は全く地に委し、國民はかゝる政府に對する協力をサボタージュし、進んではこれが崩壊を企てるに至るであらう。

協力者たる國民の側についていへば、指導者たる政府の意圖の理解において熱意を持ち、自らの合理的なる慾求については、また政府のなさんとすることの不合理と思はれる點については、正當なる手續を踏んで進言または忠言をなし（下意上達）、相依り相率て全體としての國家生活そのもの、合理的なる、健全なる、且つ飛躍的な發達を招致すべく積極的に協力せねばならぬ。

**— 經 濟 的 —** 統制なる事象は、上記のやうな意味を取つて顯はれてゐるであらうか。

統制經濟は、短言すれば、國民主義（自由主義・個人主義・階級主義・國際主義などと對立する原理としての）を指導原理として、個人の經濟的活動を調整するところの經濟的

にもかゝはらず、兩者は決して同一の事象ではない。支配

とは、要するに、主體が、自らの欲求するところを、對手の意志の如何を問はず、絶對的に押しつけて屈服させることである。その最も典型的な場合は、暴力をもつて、斷々乎たる決意のもとに、相手方を服従させることである。

こゝまで極端に走らない場合にしても、被支配者の意志は原則的に無視せられ、支配者のそれのみが作用することを、その本質としてゐる。これに反して、統制は、相手方の意志の發動と行動とを自らの欲する線に沿ふやうに誘導し、しかも被統制者がこれに當然伴ふところの犠牲と苦痛に堪え、指導に喜んで追随してゆくことを意味する。かくしてこゝでは、主客の完然な精神的な一體化が實現される。もちろん統制がかゝる主客一體化の妙境を實現するために、指導者の側において掲げる理念が純粹であり、これに到るための目標の設定が分明であり、そのため撰ばれる方法、手段が合理的であらねばならぬ。そしてその意企してゐるところが被統制者の側に充分に明確に徹底するやうに、彼等の理解を促進し、その協力をして容易ならしめねばならぬ。なんかく大切なことは、指導者の目的と企畫とその執行とが有機的、統一的であり、首尾一貫的である

新體制であつて、資本主義經濟に隨伴する諸々の矛盾の止揚者として、歴史的にこれに接觸して顯現した新經濟組織である。その基本的な性格は種々なる見地から指摘し得るが、その最も著しい點は、私有財產制度の肯定（といふよりも、ある意味ではその維持への積極的努力）したがつてまた資本の私的管理と企業の私的經營との容認といふことにある。こゝに統制經濟と社會主義および共產主義經濟との根本的區別がある。が私有財產の肯定、資本の私的管理と企業の私的經營の容認といつても、統制經濟においては、「國民全體の利益のために」といふ限定が、これに對して與へられてゐる。ナチス・ドイツのいはゆる「公益は私益に先立つ」近衛新體制のいはゆる「公益優先」などの標語が意味するところも結局こゝにあるが、このいはば全體主義的な限定によつてこそ、統制經濟は資本主義經濟と明確に區別されるのである。

さて形式的にいへば、私有財產の肯定、資本の私有運用、企業の私的經營の容認といふこと、これらに對する政府の關與・干涉・調整といふことは、明かに矛盾した事柄であるが、統制經濟はこの方向の反する二つの作用を、全體主義といふ一段高い立場において調和し統一すること

を、その本質としてゐる。それは體制として、あるひは機構として、この調和、統一を行つてゆくわけであるが、この際、その態様、殊に私的活動なり、私益なりに対する限定の程度は、結局は、當該社會が對内的にまた對外的に、當面せるは政治的ならびに經濟的情勢の如何によつて規定される。かくてある場合には、それは資本主義經濟を支配した來た自由主義原理の妥當領域をなほ多分に持つてゐる。他の場合においては、自由主義原理の妥當はほとんど全く停止する。各個の場合の統制經濟の態様には、かくのごとき差異があるにしろ、一般的には、そこでは、所有と經營とがはつきりと分化してゐる。私有財産、したがつてまた資本の所有と、これが運営すなはち企業の經營乃至は家計の運営との歸屬が、經濟組織として、體制的に「公益優先」の原理によつて規定せられる。かくて私は所有はなしてゐるが、これに基づく經濟の經營は國家の責任のもとに、國家の管理に委せられ、然らざる場合においても、私人の管理は、私人が純粹に私人としての立場からの創意と権利とによつて之をなしてゐるのではなくて、國家が全體の立場から見て、私的經營に委ねて置いても支障あるまじと見做してゐるからに過ぎぬ。この意味において、それはむし

ろ消極的な國家的管理といふべきである。

**國 家** 統制經濟における國家と私人との間の指導—協力の關係は、これを換言すれば、社會主義や共產主義とは異なつて、原則として私有財産・私的企業の所有を認め、たゞこれが運営にあたつて、國家が全體の利益の實現のために國民の生產活動・消費行爲を指導する。この指導には、種々なる形式があり、また場合に応じてその廣さと深さと強さに多くの階段が見られる。これについて詳しく述べることは別の機會に譲るが、概していへば、各個人の自先的な發意による自治的統制にはじまつて、國家の強制的統制に及ぶ。さらにかゝる方法では統制の實を充分に擧げ得ない場合には、國家自らが施設を持ち經營を行ふに至る。かかる高度の統制にしても、それは、原理的には、どこまでも統制であつて、支配ではない。たとひ支配のごとき外貌を呈することがあつても、それは指導が極度に強化したものに過ぎなく、經濟體制としては、國民の政府の意圖に對する理解に訴へ、出來れば國民の自發的な統制に任じようとしてゐる。

要するに、統制經濟においては、國民の政府に對する協

力は、この經濟の機構・體制からの要請である。この經濟組織は國民の協力なしには成立し得ない。こゝでは協力は、單に、倫理的にあらまほし、したがつて必要であるといふのではなくして、實に、統制經濟が統制經濟であるために必然的なのである。かくともし政府が國民の協力に俟たないで、政府自體の獨裁で經濟を律してゆくことになれば、それは既に統制經濟を通り越して國家社會主義の階段にはいつたことを意味する。

**國 民 の  
自 覚** ところで上述のやうな斷定に對しては、次のやうな疑問が發せられるかも知れない。即ち、もし私の云ふやうに統制經濟が單に指導—協力關係の上に立つてゐるとするならば、今日澤山の統制經濟法令があつて、これが國民の經濟活動のほとんどすべての分野において施行されてゐる。これは既に指導とか協力とかいふ生ぬるに程度を脱してゐることを如何に解釋しようとするのか、と。私見によれば、あるひは法令により、あるひは行政的作用によつて強制的なされねるものは、指導—協力關係に基く統制經濟の體制の確立を意味するにほかならないのであつて、決してそれを別な組織に

してしまふものではない。指導—協力の關係が、あやふやなものとしてでなく、明確な目的を指示され、それに至るための充分な企畫を與へられ、それが全面的には確實に、圓滑に且つ調和的に執行されてゆくためには、その體制が確立されてゐなければならぬ。經濟統制も、たとへば低度の自治的統制などにあつては、この點について、不充分と想はれる點が次第に曝露され、統制の強化擴充、殊にその全面化が必要視されるやうになる。法律上ならびに行政上の強制や取締は、創設・獎勵・助長などの作用と相俟つて、この要請に應へ、統制經濟の制度的確立を齎すものである。

**經 濟 と  
道 德** 統制經濟における指導—協力關係との關係なる一大難問題の存在を暗示するであらう。これについては、詳しく述べは他の機會を待つて述べることとし、こゝでは單に次のことを述べて置きたい。統制經濟においては、國民は、この經濟の調和的展開のために、政府に對して協力すべき道徳的義務を持つ。こゝでは協力は、上述のやうに、機構的にも必然になされねばならぬが、經濟生活の全分野に亘つて隅々まで政府の監督取締の及ぶことは事實上極めて困難であり、かくて法律的・行政的

## 永久王殿下御戰死と承りて

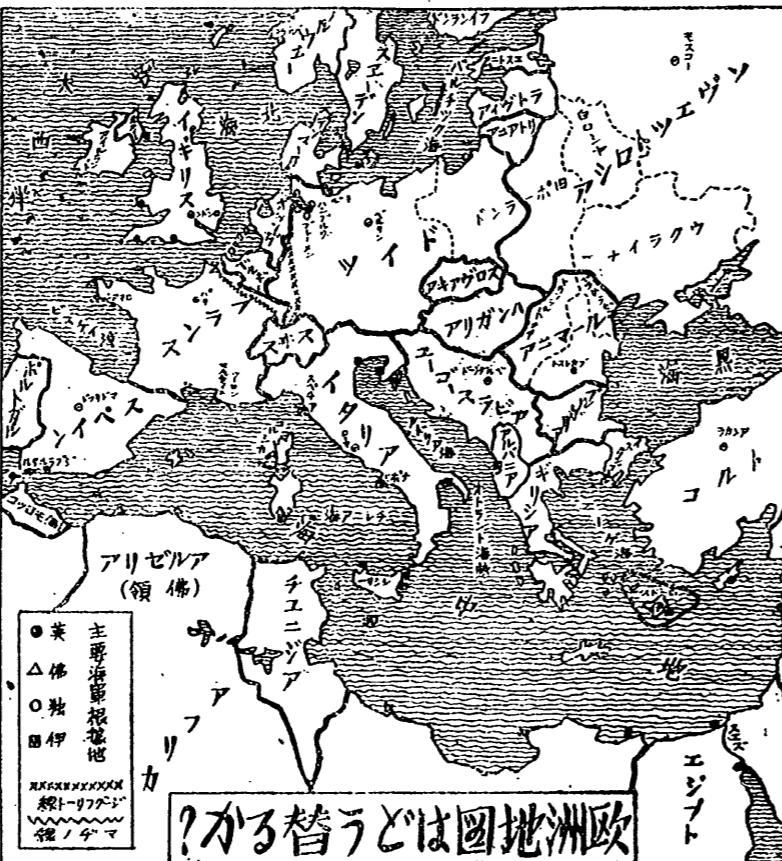
總督府圖書館長 山 中 機

北白川宮永久王殿下が蒙難の野に御戰死遊はされた記事を、私は九月六日の夕刊で拜讀致し、まことに哀悼悲痛、たゞ嗚呼勿體ないといふ感じで一ぱいになりました。領事のそ時、御祖父宮がこの地で惡戰苦闘を御續けになり、去京半歲君休笑、忽作白頭黒面人とまで吟ぜられ、しかも生還を期せずと仰せられて、つひにその御言葉の通りに薨去遊ばされた事など思ひ出されて、臺灣と蒙難、明治と昭和、所と時とは同じくないが、國家重大の絆路に臨んでは、皇族の一人や二人は戦死する覺悟を要すると仰せられた、御祖父宮の御決心がそのまま、永久王殿下の御忠誠となり、つひに戰場の露と化し給ふたその崇い御歎身は、やがて一億日本人にとり嚴肅な示範となり、向後この御忠誠なる教訓を體して、新東亜の建設、東亞共榮園の築築にわれらの邁進を不言不語の裡に促進せしめらるゝこと、信じて疑はない。特に本島關係としては、陛下には近年中に姫殿下と共に御來臺の上、親しく御祖父宮の御道跡を訪ねて當時を偲ばれ同時に、宮を御祀り申上げる各神社を巡拜、島民と共に崇敬の誠を致されんとする御希望多大なるもののが有つたと洩れ承つて居りますので、この公報に接し悲痛更に堪え難きものがあります。私は今日府主催の國民精神文化講習會に出ましたが、講話がたまゝ能久親王の御事蹟の一部、特に嘉義御出發後御病中、病氣は一身の私事なり、この私事を以て南進の軍務を廢すべからず、氣息の續く限りは進軍すと、仰せられつひに臺灣平定の目的を達せられて、臺南に薨去遊ばされたその部分に當りますので、講義に先立ち吾家今回の御不幸を傳へ、講習員一同と共に陛下の御英靈に對し、默禱を捧げて衷心の感謝を表し、而して講義に入つた様な次第第2度ありました。(談)

體制としては必ず行き届かぬ分野が多少ともそこに遺されるであらう。この間隙を充すものこそ、實に、國民の全體主義的自覺に基づく、政府に對する積極的協力である。否、監督の充分に行き届く分野においてすら、人は出來るかぎり政府の厄介にならぬやう心掛けねばならぬ。これによつて政府は經費の節約をなし、これを生產力擴充その他的重要目的に振り向けるを得、もつて悪性インフレは防ぐ一策となすことができる。かくて、たとへば、經濟統制令違反のごときは、この意味において、單に法律的にいつて、統制經濟の體制に矛盾するがゆゑに不可であるのみならず、道德的にいつても忌むべき現象といはねばならぬ。

今や我が國には、對内的にも、對外的にも、新體制を持たうとしてゐるが、私の受け取つてゐるところによれば、いはゆる新體制は、上記のやうな意味における指導・協力の再出發であり、これが徹底的に、全面的に、且つ調和的、統一的なされ得るための新な機構を備へることに他ならぬ。わが統制經濟もかくて今や新しい階段にはいらうとしてゐる。我々は近衛新體制の合理的な確實を期待しよう。

(昭、一五・八・二三夜)



- 主要海軍機関地  
○主導海軍機関地  
○主導海軍機関地  
○主導海軍機関地
- ★一九三八年三月十二日 獨撃合邦  
★十月一日 ミュンヘン會議により、獨にズデーテン地方割據決定  
★一九三九年三月十五日 チェツコ  
★二十二日 ドイツ、メーメル港奪還  
★四月一日 伊軍アルバニア進撃、占領  
★五月三日 英佛、獨に對して宣戰  
★九月十七日 ソ聯軍ボーランド進撃開始  
★二十日 獨ソ間にボーランド分割協定成立  
★十一月三十日 ソ芬開戰  
★一九四〇年四月九日 ベルギー皇帝自軍に停戦命令を下して降伏  
★五月四日 獨軍ダムブルクを占領し、フランス戦局終了  
★五月十四日 オランダ陥落  
★五月二十八日 バリ陥落  
★六月四日 獨軍ダムブルクを占領し、フランス戦局終了  
★六月十七日 佛首相、獨軍停戦申入れ  
★六月二十日 佛、伊國に對し休戦申入

## (三其) く衡を策政地民植の和・佛・英

西藏高原に發し、ラオスとシヤムの境界を作つて南下し、カムボヂヤを過ぎ、交趾支那を貫いて海に入つてゐる。この河は河幅が廣く舟行に便で、重大なる交通の役目をなしてゐる。河はメー・コン河の他に紅河、タニビン河等がある。ところでこのやうな河の流域は非常な沃野で、米作に適し、特にメー・コン河の下流は廣大なる平野で、交趾支那の殆ど全部、カムボヂアの南部を含み、更にシヤムにまで續いてゐるのである。これが即ち西貢米の產地、米の不足の今日日本の吾々も多大の厄介になつてゐる地方である。山は安南山脈が北方雲南方面から南下して領内を縱走し、高いものは海拔三千米に及ぶ

ものがある。氣候は勿論熱帯、亞熱帯の特徴を有するが、概して北方は冬と夏の差を有するに反し、南方交趾支那方面では熱帶的で夏冬の差が少い。

### 佛印の民族

この大陸東南端の一角には多くの民族が昔から錯綜してゐた。全人口二千三百萬の中四萬三千餘の歐洲人と三十萬餘の支那人及び他の外國人の外は皆土人であるが、各種の土民は佛國植民政策の上に幾多の問題を提出し、今日に至つたのである。即ち植民政策の變轉は土民の懷柔の歴史であり、開發は土民教化の進展であつたのである。

即ち土民をめぐつて或は同化政策が根本方針となり、或はそれが否定されて土民尊重の方針が採擇されるなど土民に對して佛國側に於ても政策の對策上

## 佛印の實狀を語る

臺北帝大講師 宮本延人



### 佛印といふところは

アジア東南端の一角、廣大な地域にて世界の眼から眠をつけて來た印度支那が、忽然として嵐の中に浮ひあがつてきた。佛印とはいつたいどんな所か。亞細亞人の亞細亞たるべき、亞細亞の一角が、朱鷺綠眼人の支配下に置かれ、近世東洋史的一大特徴である西力東漸の波濤を支へきれずその犠牲となつて幾星霜、遂に今日に至つてその解決の黎明が訪れんとしてゐるのである。

私達は彼等がその東洋進出の跡を見る前にまづ佛印とはどんなところを理解してみなければならぬ。即ち位置として見れば、北は支那の廣西省、雲南省に接し、西はシャムに續き、南及び東は長大なる海岸線をもつて太平洋に向してゐるのである。東洋に於ける足溜りとしては誠に屈竟な位置といはなければならぬ。面積約七十四萬四百平方糠である。フランス本國の大體一倍半、日本の全面積より六萬五千餘平方糠多いわけである。この中に交趾支那、東

京、安南、カムボヂヤ、ラオスの各方がふくまれてゐる。東京は北方にあり、支那に接し、安南は東方の海岸地帯、ラオスはシヤムに接した山岳地方、交趾支那は最南方にあり、カンボヂアはラオスと交趾支那に挟まれた地方である。有名なるメー・コン河はその源を

ラオスのカーサ族の家



民族に關する多くの研究がなされて來たのである。實際植民政策と民族研究と云ふ事は離すべからざるもので佛蘭西のみならず英國、和蘭に於てもその統治植民地の民族研究はその政策の根本として續けて來たのである。

一般に佛印の民族と云へば、安南族、カムボヂヤ族、タイ族及その他の原始民族等に分類し、その中安南族は全人口の七二パーセントを占むる。東京、安南方面の住民をいひ、南の方カムボヂヤ方面住むもの、三百萬人ばかりをカムボヂヤ人と呼んでゐる。ラオス地方の山嶽地方に住むものをタイ族といひ、尙山地の未開人のあるものをインドネシア族と稱してゐる。

しかし人類學的にこれをみると、なかなか簡単な譯には行かない。元來東南部アジアの民族を、言語の上からこれをみると、略々三つにわけて見

稱する蒙古族の特徴をもたぬものと、一方モン・クメル系統の如く、脊低く黒い皮膚、ちぢれ毛、廣い鼻、厚い唇の連中とがある。

一方安南人、東京人、ラオス人、及びタイ語系統の諸族はいづれも短頭で、脊は低く……と云つても日本人並——黃色い皮膚、眞直な黒い毛髮、眼はモンゴリアンフォルドを有してゐるものである。そして現在のクメル族、カムボヂヤ族は前者と後者の混合と見られてゐる。

アジア東南端の一隅のメーコン河の下流域地方の平野は非常な豊饒であつたため、古來幾多の諸民族は自指して北方から流れ込み、この侵入に敗れた先住民族は逆に不毛の北部山岳地方に追ひこまれ、又或者は逃亡を海に求めて東の島々に移り住み、更に又遠く遠く太平洋諸島の島々にまで散つたもの

あるのである。  
短頭型の民族のこの地方に出現したのは比較的新しい時代で既に歴史的に度の影響を受け、その文化を建設しつゝあつたのである。即ち引續いてクメール族は印度文明による國家を建設しあつたが、西紀五、六世紀の頃にメナン及びマイコン河にそつて支那方面から南下してきたタイ語系統の民族のために壓迫されつゝあつた。十一世紀ノーメールの王國はために滅ぼされた。十三世紀頃には、遂に西方モンゴル王國のあつた地方である。東方のクメール王國はラオス族に壓迫されてゐたが尚勢力さかんで有名なる都市アンコールを建設し、その壯大なる遺跡は今日もみることができる。しかしながら西よりするタイ族、東よりする安南族のために遂に滅ぼし、その子孫は今日のカムボジヤ人を作る運命となつたので



られる。即ちビルマ族、チム族、カチン族等のチベト・ビルマ語を話す一つの系統、第二にシャム族、ラオス族、シャン族等のタイ語を話す民族、第三に、ビルマのモン族、カムボヂヤに昔築えたクメール族、安南、東京等の山奥に居住するモン族等、これはマレイ半島のセマン族、サカイ族等とともにモン・クメル語の系統とよばれてゐる。それで第一のチベト・ビルマ語と、タイ語は蒙古系統の言語であるのに對して、第三のモン・クメル語は全く別でマレヨ・ボリネシア語と稱する系統の中にふくまれて、遠く太平洋諸島にまで擴つてゐる系統である。佛印にあつてタイ語系統の言語を話すものは、ラオス、トー等で、安南、東京の安南族は南支那語より山來したもの、或はその影響を受けた言語が用ひられてゐる。又モン・クメル語としては、カ

短頭は比較的圓形のもので、人類學上の人種の區分に多く用ひられる方法である。即ち頭に屬するものとしては、即ち長頭に屬するものとしては、ヤム族、及びモン・クメル語系統のブノン、モイ、カー等の諸族で、この地方で最古の種族だらうとされる。この長頭型の中にチャム族のやうに脊が高く、頭髪は波打ち或は真直のブノン、モイ、カー等の諸族で、これら等の諸族を體質人類學上からみれば、二つの大きな部類にわけられる。即ち頭の型の短頭と、長頭との區分で、長頭とは頭の前後に長いもの、

ムボヂヤ人、及び山嶽地帶の諸民族、

朗ちモイ、ブノン、カー等の諸族である。而して、チャム族及び南部安南のラーデ、デヤライ等は一方マレヨ・ボリネシア語に、一方モン・クメル系統に屬し、中間を行くものとされてゐる。

これ等の諸族を體質人類學上からみれば、二つの大きな部類にわけられる。即ち頭の型の短頭と、長頭との區分で、長頭とは頭の前後に長いもの、

ムボヂヤ人、及び山嶽地帶の諸民族、

ある。今日のラオス族、シャム族、その他のタイ語系統の諸族は南支那の非支那民族との混血の子孫である。

現在の植民政策上最も深い連繋を有するものは安南人、カムボヂヤ人であるが、安南人は三世紀頃から東京方面に侵入、六世紀頃には安南王朝を樹立したが、支那のため衰滅し、十世紀頃には再び新安南王朝を建設してゐる。然しその後、権力の衰退と共に多くの諸侯に實權が移り、王權は有名無實となり、十六世紀に至つては、北方と、南方の二系統に分派するに至つた。そして永く抗争を續けて來たが一八〇二年に至つて南方の勝利に歸し、新安南王朝の南北統一の機が至つたのである。

#### 佛蘭西の領有

これより先、この地方に最初に進出した歐洲人はボルトガル人で、時は十

六世紀の中葉で、續いて西班牙人、佛蘭西人の宣教師が渡來、布教に從事した。

十七世紀に入つては和蘭も進出し、商業地歩の開拓に努めたが、續いて進出せる英佛のために奪はれてしまつた。

既述せる如く十六世紀前、安南は國王の權力うすく、さらに南北兩朝に分裂して抗争を續け、北は大越と稱して黎氏の統治下に屬し、南は廣南と稱して阮氏がそのかしらとなつてゐた。

八世紀の末葉、大越はその勢をかつて南朝をおかさんとしたが、廣南王阮福映は勢力はなはだ弱く、國は危機に瀕した。時に當時布教に從事してゐた佛人のカソリック宣教師のビニヨー・ド・ペエースは佛蘭西の東方進出の好機いだりとなし、阮福映に接近し、一七八七年佛國に歸つて、ルイ十六世に阮福映援助の請願をなし、佛安攻守同盟

を成立せしめ、ペエースは自ら遠征軍をひきひて交趾支那に渡來、福映を援助して敵を討ち、遂に南北安南を統一して一八〇二年に安南王の位につかしめた。これが今日の安南王朝の祖先である。しかして佛國はその統一の代價としてツーラン港及び同半島並にこれを接する諸島を割譲せしめ、崑崙島においても後繼の各王が次第に佛國をうどんじ、漸次排佛の傾向となり、キリスト教の迫害等となつたので、一八五八年には西班牙と合同して遠征艦隊を印度支那獲得の第一歩であつたのである。

その後佛國には佛蘭西大革命あり、東方に眼を轉する餘裕なく、又安南においても後繼の各王が次第に佛國をうどんじ、漸次排佛の傾向となり、キリスト教の迫害等となつたので、一八五八年には西班牙と合同して遠征艦隊を送り、安南軍を大破し、一八六二年に遂に西貢條約をして解決せしめたのである。即ち交趾支那三州、崑崙諸島の

#### 割譲、キリスト教布教の自由、ツーランその他特定港灣の通商の自由等、その他の契約をなさしめた。これ佛國の印度支那侵略の第二である。

佛國は支那の物質をメークン河を下るルートによつて海外に出さうとはかつて大いに研究してゐたが結局、北部の東京地方の紅河による方が有利なのを知り、これに目を付け始めた。今日

問題の所謂援蔣ルート雲南行の鐵道は、この紅河に沿ふものである。佛國はこの紅河の利用を企畫したが、時の東京政府はこれに抗議し、問題は複雑して

來たため佛國政府はガルニエーを派遣し、これが解決にあたらしめた。然るに

ガルニエーは河内の砦を占據してしまつたために東京軍は東京附近に集食つてゐた支那の山賊黒旗團をそゝのがこれを攻撃させた。



佛軍は戦に利あらず、ガルニエーは戦死し、一時占領地を撤退するの止むを得ざるに至つた。しかしその後外交交渉の結果、遂に安南王を屈服せしめ、交趾支那六州の佛國の占有、安南に對する保護

権確認、紅河の自由航

行通商等の條約を締結せしめた。時に一八七四年三月である。

一八八二年に交趾支那の長官は再び紅河の航路を開拓せんと人を派遣し、またもや東京人の反抗に遭ひ、ために再び河内の堡砦を占據したが、又々黒旗軍の來襲によつて敗北にきしたのである。しかしこの事件のため佛は遂に一八八三年に條約を締結し、東京をし

て完全なる佛國の保護國となし、翌年には支那の東京に於ける権益を奪ひ、

これより先カンボヂヤはクメール王國以後獨立して來たが、安南及シャムの國に援をこひ、一八六三年には遂に佛の保護権設定の條約を結ぶにいたり、佛はこれが保護権を行使するやうにな

つた。

一八九七年以後には佛國はさらに支那に海南島の不割譲、佛領臨接支那領諸省の不割譲、雲南鐵道の敷設、廣州湖租借等の權利を認めしめ、合せてその東洋に於ける地歩を堅めてきたのである。

初期に於ける佛蘭西の植民政策は同化政策であつた。即ち一切の地方的の事情を無視し、舊來の傳統を破壊し、舊文化を破壊することをもつてその方針とした。しかしこれは土人の反抗を買ひ、けつして策をえたものでなかつた。佛蘭西の爲政者中にもこの誤謬を指摘するものあり、學者をしてその土民の實際の民情を調査せしめたところ、この調査の結果は同化政策の否定であり、土民の傳統と風習は尊重すべく、社會組織の變更は當を得たものにあらずとするにあつた。

しかしながら彼の執つた經濟政策は多くの注意を要する。稅制を改革して國庫の收入を計り、特に極端なる專賣事業においては土民の動搖甚しく、聯邦財政に寄與したところを張消にしたと稱せられた。鐵道、港灣、その他の公共事業には多くの見るべきものがあつたが一方には土民は重稅に苦しんだわけである。彼はこの政策において佛蘭西のためには實に有能なる爲政者であったが、土民のために實に多くの搾取の計畫者であつた事は事實である。

その後士民は重稅と束縛のため、多くの不平不滿をかくしてゐたが佛蘭西官吏は意に介する事なく失政を續けてゐた。その後アルベル・サローが總督となるや、前のラネツサン當時の政策を復活し、よく土民の意志を知り、フランスの駐劄官吏を土民にかへ、又佛蘭西官吏をして土語を習得せしめ、

士民の新願を聞くことをえせしめた。又法律を改革して土民の慣習法を尊重し、同化政策の弊を是正せんとしたのである。その結果は頗る各種の方面に於て改革と見られたのである。佛蘭西側を以ていはしむれば後期における植民政策は成功と言へるのである。

#### 佛印の行政機構

佛印の地は嚴密にこれをいふと、四つの保護國と、一つの植民地とから成立してゐて、印度支那聯邦とよぶべきである。即ち交趾支那が植民地で、東京、安南、カンボヂヤ、ラオスは保護國であるのである。で、この各地には、直轄領たる交趾支那には交趾支那植民政廳を設けて、交趾支那長官を置き、他の四保護國には理事廳を設け、理事長官を置いてゐる。

總督は最高機關で、佛國植民大臣の職權の代行者で、廣大なる權限を附與する始末である。

一八八六年に安南總督に任せられたボーラ・ペールはこの調査の結果を尊重し、佛蘭西のあらゆる反對をおしきつてよくその所信を實行し、まづ安南の統治に成功し、續いて東京においてようやくその民心をおさへ、實績みるべきものがあつたのである。しかしながら不幸にして幾何もなく、事業當初の時に於て彼は斃れてしまつた。かかるに策を後に繼ぐものなく、政府の政策に定見なく、民心亂れ、治安は極度に悪化するに至つたが、一八九一年ラネツサンは特別監督官として派遣されるゝや、大いにペールの方針を踏襲し、善政これ帮めた結果、政治經濟共に非常は見るべきものがあつたのである。彼の考へは土民の家族制度、相續制度、共同組織等を破壊することなく、土民の宗教を尊重し、社會制度を尊重し、又役人を尊重する事は植民政策の根本

續いて任命された總督ドーメルはこの混亂を救はんとして多くの改革をほどこした。即ち、政治機構に一定の組織をあたへることを目し、各地の統治機構の改革を行ひ、一面同化政策の弊害を除き、一面、舊來の惡習を排除し、各地方特殊の事情を考慮してその機構統制の確立に努めたのであつた。而して聯邦組織を確立し、聯邦政府を中心として各州政府をその下級機關とする事を畫策した。幾多の曲折を経て、この計畫は成り、佛政府の承認を得て、こゝに印度支那が立派な統一體の形を具へるに至つたのである。

されてゐる。總督の補佐には總務長官があつて特別の事項の他の行政處理を代行してゐるのである。こゝの行政の特徴とするところは、前記した如く地方行政機關と又別箇に於て改革を行つてゐるのである。即ち交趾支那以外の各保護國は各それゝの行政を行つて佛國の植民地にあらざる事を誇示してゐる。即ちその名稱に於ても、安南帝國、カムボヂヤ王國、リュアンプラバン王國（ラオス）と稱して、内閣を作り又各大臣を以て組織してゐる。しかしこれは名のみに過ぎず、全くの裝飾で、佛の植民政策に基くものであつて、實權は凡て總督の手中にあるのである。豫算のやうなものも獨立出來ず、佛政府による理事廳よりこれが補助又は支出によ

る始末である。

佛領印度支那聯邦の立法機關として

★ ★ ★

# はイパス かぐ防てしうど

部道報軍灣臺

凡そ戦争といふものは國家存亡のわかれらる所でありますから、國家は國家のありとあらゆる全智全能を動員し、近代科學の粹を傾けましてこれが完遂をはかるのであります。これ即ち國家總力戦でありまして、國內のあらゆる人的資源、物的資源を總動員して武力戦に、思想戦に、物資獲得戦に或は諜報宣傳謀略に火花をちらす秘密戦に大々的活躍をなすのであります。

昔の戦争は武力戦がほとんどその全部でありまして、優秀精銳なる武器武力をもつて戦場の一部一部を順々に、確實にかたづけてゆくことによつて最後の勝利者となることができたのであります。が、近代の戦争はなかなかさう單純にはゆきません。文化の發達と共に、もひ交通機關や通信機關が急速に發達しまして、國際關係が非常に機微複雑になつて参りましたので、たんなる

二箇國の争ひがひいては多數の國家を其の渦中に捲きこむこととなりまして、戦争も複雜大規模となり、結局は長期戦の態形をとるやうになつてしまふのであります。

戦争が長期戦の態形をとる様になりますと、どんなに優れた國家であります、でも、國力を非常に消耗しますので、各國とも先づ資源獲得戦によりまして、必要な資源を充分に確保し、一方秘密戦によりまして相手國の銃後を攪乱し、その戦争意識を破碎し、もつて戦争目的を達成することに努める必要がありまつて、起つて参ります。こゝに秘密戦が重要な役割を演ずる譯であります。

獨逸が開戦以來、一箇年足らずの間にボーランド、デンマーク、ノルウェイ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、フランス等の多數國家群を席捲し、今又英國に對してその鋭鋒をむけ

は總督府評議會がある。その議員は高級官吏及軍人で組織されてゐる。その下に總督府評議會常置委員會、印度支那最高經濟會議、印度支那國防會議、印度支那國防調查會がある。この中最高經濟會議はフランス人と土民の同數、監督により變更出来る仕組となつてゐる。即ち結局に於て立法権は總督にあり成立してゐる。しか

は總督評議會がある。その議員は高級官吏及軍人で組織されてゐる。その下に總督府評議會常置委員會、印度支那最高經濟會議、印度支那國防會議、印度支那國防調查會がある。この中最高經濟會議はフランス人と土民の同數、監督により變更出来る仕組となつてゐる。即ち結局に於て立法権は總督にあり成立してゐる。しか

しこれ等の會議は完全なる立法會議ではなく、立憲國におけるやうな法令を作ることは出來ない。いはば總督の諮詢機關に過ぎぬのである。最高經濟會議の如きも決定したる豫算は自由に總商工關係者より成立してゐる。しか

は、食物、習慣、生活様式なりによつて、それゞゝ病氣の發生經路も異なるし、また彼等の交通先などによつても、侵入する病氣の種類が異なることになるので、一般旅行者に於ても常識的に知つて置かなければならぬ衛生學を、假りに地理、歴史的病理學と名付けてゐる。

熱帶國の圈内に入つてゐる臺灣に於ては、特にこれら南方諸國の熱帶衛生學的研究は實行し易い地位にある。この研究こそ、南方進出を唱へられて置く必要がある。氣候、風土、人種、交通、宗教等はこれらの人種について

政は各邦財政と、その下の州財政に分かれられるが、大部分は租稅によるもので、歲出不足分は中央財政に依存してゐるわけである。

右の如く佛蘭西の印度支那統治は幾多の曲折を經相當巧妙に行はれて今日まで持耐えて來た。しかし今次の本國衰亡による弱力はいかにしてその植民地政策を遂行するか、吾人の興味とするところである。

(この項終り)

るわけである。

つある事實をみて世界の人々は驚異の眼を見ひらきながら、いかなる理由、いかなる方法で、ドイツがかくも偉大なる成績をおさめたかについて、熱心に研究致して居ります。如何にドイツの武力がすぐれると致しましても、武力のみでは到底成就し得ないといふことは容易に想像できるのであります。

前の世界大戦におきまして、武力においては常に優勢を持つてゐながら、遂に敗戦の憂き目をみなければならなかつたドイツが、苦節二十年遙に近代戦の眞髓を把握致しまして、今日の偉大なる成果をおさめたのであります。これは申す迄も無く、ドイツが戦前より秘密戦工作に多くの力を傾注し、その絶對的の優位を確保致しましたにほかないのです。

秘密戦は、敵國の機密を曝露するとともに、銃後の國民に働きかけて、戦なりません。

★  
喜んで讀む傾向があるから之を利用せよ。言つてゐますが、日本人の缺點を巧く利用してゐる實例であります。國民は此の點によく注意し、内外の状勢を充分察知して防諜に對する心構へをしつかりときめて掛らなければなりません。

たゞ後に残るものは謎のみであります。  
英國の諜報機關はインテリジエンス、サーヴィスと呼ばれて居りまして、外務省、海軍省、貿易省、陸軍省、殖民省、内務省等が夫々獨立の諜報部をもつて居ります。こゝには各方面的専門家がそろつておりますとして諜報資料が山と積まれた中から、世界の隅々をグッと睨んであります。デボンシャーの古都は英國の網に張つております。町から町へ蜘蛛の巣のやうにスパイ網が張り廻らしてあります。されど、英國を狙ふ外國のスパイ陣は、十重二十重に無数に網の目を張つております。X27號やマタハリだけがスパイではありません。常に身近かに追つております。しかもその細胞組織の巧妙さは網の目の先の一端を撒へて手にスパイ網が張り廻らしてあります。されど、教及び教育等を通じての交際網等と、外國通信網、外國資本系の販賣網、宗教

争遂行の意志を挫折せしめ、遂には國民の結合を破壊し、國家を崩壊にまで導くといふ恐るべき結果をもたらすのであります。オーストリー及びチエコスロヴァキヤに對してなされたドイツの秘密戦工作は遂に無血占領といふ破天荒の事實となつて現はれましたが、これなどはその最も大きな適例の一つあります。

★  
かく考へて參ります時、眞に恐るべきは秘密戦であります。そこで秘密戦に對する防諜が國家の重大なる責務の一つとして一日もゆるがせにできないことが痛感されるのであります。この秘密戦は戦時ばかりではなく、平時においても不斷に行はれてゐるのであります。それが戦時においてはその結果が特に露骨に明瞭に、そして的確に現はれてゐるべき事態を招來致すのであります。秘密戦における目にみえぬ兵隊は

常に社會の裏面を巧妙且執拗に暗躍しております。「日本で働くのが一番樂だ」といつた或外國のスパイがあります。諜報戦に金を惜しんでは駄目だが日本では金も要らない」と頗ったスパイもありました。彼等にはせると、正直でお人好しの日本人は理窟ではだまし難いが、義理を揃らめればコロリと参るとしてゐるのであります。日本人はその國民性が眞正直で隠す事が嫌ひです。これは日本人の特徴で結構なことです。防諜上におきましては屢々それが禍をすることになります。殊に未だに残つてゐる外國人崇拜の氣もこれが一番スパイに狙はれるところです。英國のわが國に對する宣傳策の一つにパンフレットやニュースは日本語でもよいが、日本人は英語で書いたもの

て暗殺された同王子ガジ一世はイラクにて暗殺された。國を英國の網から脱出せしめんと企てた爲に、英國スパイ陣の槍玉に上つたのでした。一九三九年射殺されたルーマニヤ國の首相カリネコ、一九三四一年ユーローラビヤのアレキサンダー一世が佛蘭西のマルセイユで上陸間際に射殺された事件もともに糸を操つたのは英國のスパイであります。

カナダのシャトルから軍需品を満載して來た日本郵船の日枝丸に起つた爆破未遂事件は、日枝丸が軍需品を積込したのも、スパイが時計仕掛けの爆弾を忍び込ませた爲でした。大連倉庫の庭に山の様に積み上げられた貴重な棉花が鳥有に歸したのも、スパイが買収された苦力が放火した爲でした。又昨秋南ドイツのミュンヘンで起つた爆弾事件は、僅か數分の差で時代の英雄ヒットラーを木つ葉微塵に吹き飛ばしてしまふところ

で一した。目に見えぬ兵隊が集め得た僅かな手掛りから手操り出した諜報が、瞬にして巨額の物資、或は得難き英傑を葬り去るのであります。

今回の歐洲大戦で、最も秩序的に整備された諜報陣を誇つてゐるのは、独逸であります。ノルウェー、オランダ、ベルギーにおける英國の秘密工作に壊滅的打撃を與へ、永年培つたその地盤を根底から覆へしてしまつたのであります。

ミンヘン爆弾事件のあつた翌日即ち十一月九日、獨逸の和蘭國境に近いフェンロといふ町で、ヘンリー・ステイヴンス大尉とペーン・ベントといふ二人の英國人が逮捕されました。此の二人はミンヘン事件の連異者として捕へられたのでしたが、追究してゐる内に獨逸國內に反ナチスの革命を勃發させる陰謀や、英國と和蘭との秘密條約などが暴露して獨逸宣戦を驚倒せし

めました。まことに英國は其の殘虐性をそのままスペイの方にも指しむけてゐるものです。

一昨年の二月頃でしたか、ウーリッヂ造兵廠で英國の新重砲の機密を外國へ賣らうとしたスペイの中で美しい一女性が得意の手練手管で活躍し、第二のマタハリとして喧傳されました。最近のスペイ戦からかやうな華やかな場面が次第に抹殺され、益々深刻に、益々危險になつてゆく傾向であります。

☆  
街路に捨てられた一片の紙屑も、巷に拾つた僅かな噂話も、彼等にとつてはまたと得難き貴重なる資料になるのです。工場が一つ出来ると聞けば直ぐ手を廻はして地図を作ります。設計図を買収します。寫真も寫します。生産される物資も調査すれば、生産能

力も調べ上げます。そして結局これが

密戦の現はれであります。戦争が長期になればなる程、密戦は益々深刻になります。國民の斷乎たる心構へが切に要望されるのであります。密戦の巧拙が戦争全般の運命に重大なる影響あることを銘記しつゝ飽くまで敵を壓倒せんとする戦争意志を鞏固にして戦捷に向つて一路邁進する堅固なる國民の精神的團結を確持しなければなりません。

（終り）――

## 法令解説の一チ

### 木炭輸出取締規則

（昭和十五年八月三十日府令第百二十號）

總督府審議室

（承前）

### 有限會社法とはどういふものか

法務局民刑課

會社の管理

(1) 取締役は有限會社の業務を執行し、會社を代表する機關であつて、一人又は數人を直とその不足で、業者の採算に委せて移出させることのほとんど流れ出て行つてこれでは遠からず本島の木炭は皆無となり兼ねない有様になつた。そこで一應業者に依る木炭の自由移出を抑へて島内の木炭需給の見込を受けた上、内地の木炭不足対策にも協力しようといふのが本規則の狙ひところである。

及び検査役の四者がある。

— 25 —  
輸出入品等臨時措置法に基いて木炭移出取締規則が制定された。これに依ると(1)官廳で移出する木炭、(2)手荷物又は引越荷物であつても百斤以下の木炭、(3)船舶用品たる木炭以上の三つを除いて今後木炭は臺灣總督の許可なしに之を移出することを得ない。

本島の木炭は從来自給自足をして來てゐたが、進んでこれを島外に供給する程の餘裕はなかった。それが昨年頃から内地の木炭の高直とその不足で、業者の採算に委せて移出させることのほとんど流れ出て行つてこれでは遠からず本島の木炭は皆無となり兼ねない有様になつた。そこで一應業者に依る木炭の自由移出を抑へて島内の木炭需給の見込を受けた上、内地の木炭不足対策にも協力しようといふのが本規則の狙ひところである。

及び検査役の四者がある。

を使用しようといふのではなく一般業者の自由移出を許してゐたのではなくても島内木炭の需給計画が立て得ないからである。斯うの消費は許されまい。その節約が事實上強制され、出来るだけ餘力を餘して内地に供給しようといふのが當局の意向である。

この規則は四箇ヶ條から成つてゐて、ここで逐條解釋をするまでもなく、讀んで自ら明らかな簡単なものである。（完）

内地の木炭不足を餘所に島内だけ潤澤に木炭

(2) 監査役を設置するや否やは任意で、定款

## 「臺灣讀本」審查決定

義に情報部で懸賞募集した「臺灣讀本」は七月末日の投稿締切までに集るもの島内より二十五篇、内地より二篇合計二十七篇に達した。當部では直ちに森岡情報部長を審査委員長に推し、西村副部長は、主査兼審査委員となり、別に左の五氏を審査委員に委嘱して一箇月に亘り慎重審査する所があつた。即ち

佳作 賞金 三百圓	同 賞金 二百五十圓
臺灣日日新報記者 西川満氏	臺灣總督府圖書館長 山中機氏
臺灣總督府編修課長 加藤春城氏	臺灣總督府事務官 大塚正氏
臺南州嘉義高等女學校内 神田清信氏	臺北市川端町二四〇番地 杉崎英信氏
臺北市臺北第二中學校 宮村堅彌氏	臺北市臺北第一中學校 同

の各氏を委嘱し斯くて豫定の通り八月三十日最後の審査打合を遂げた。審査の結果今は遺憾ながら當初豫定の第一等に該當する者見當らず、依つて佳作三篇を擧げ之に賞金全額を按分して贈呈することとなつた。

に依り一人又は數人の監査役を置くことが出来る(有三三條)。

(3) 社員總會に關する規定の多數のものは、會社が定款又は總社員の同意を得て變更し得る任意規範的のものであり、社員に對する通知期間の短縮(有三六條)召集手續の省略(有三八條)請決權決定の自由(有三九條但書)等存する。

(3) 決議の種類としては通常決議及び特別決議の外に、社員にとつて極めて重要な事項に付ては、總社員の一一致に依る總會の決議が要求せらるゝ場合があるし(有六七條)。

八、最も特色あるものとして有限會社の簡易性の表現として社員總會に代る決議方法たる書面に依る決議がある。この事は(A)總社員が書面に依る決議を爲すことに同意したるとき(有四二條一項)及(B)決議の目的たる事項に付總社員が書面を以て同意を表したる場合(有四二條二項)になされ得るのである。書面に依る決議の場合には、社員總會は全然開催せられない從つて書面に依る決議は、缺席者の

因に情報部では今回應募された諸氏の労に酬ゆる爲、二十七名の應募者全部に向後半箇年間に亘り情報部編輯の臺灣時報及部報を無料寄贈することとなつた。又入選作以外は應募者の希望に依り郵税送付あらば應募原稿を返戻することとなつた。

臺灣總督府情報部

各審査員の意見を総合するに、今回集つた二十七篇は何れも浩瀚なもので、それぞれ特長を持ち相當苦心努力の跡が見えてゐるが、募集を發表してから締切まで、割合に期間が短かつた爲か、應募者は正確の資料を蒐集し、文章に充分な推敲を加へる餘裕がなかつたものと見え、今一步と言ふ所で、或は記事に正確を缺いたり又は所説の妥當性を失したりして當初豫定選作に該當するものは見當らなかつたことは遺憾であつた。併しあしなべて皆努力と苦心の跡が見え何れが見たり難く、又弟たり難く、その選別に苦心した次第であるが、各委員共推賞せる優秀作三篇を探つて之に入選作品として當初の賞金全額を按分贈呈することが最も適當と認めた次第である。

因に情報部では今回應募された諸氏の労に酬ゆる爲、二十七名の應募者全部に向後半箇年間に亘り情報部編輯の臺灣時報及部報を無料寄贈することとなつた。又入選作以外は應募者の希望に依り郵税送付あらば應募原稿を返戻することとなつた。

書面に依る決議の場合に於て、社員の意思表示は文書の提出、回章への記載等書面に依れば極めて廣く、總會の決議を爲すべき場合は、總て包含せられる。しか實際に利用せられるのは意見を交換したり、原案を修正したりする事を要しない。單純且つ容易に爲され得る様な事項に付てのみであろう。

「検査役」の職務及び之を置く場合は、大體に於て之を調査せしむる要はないのである。會社の計算(有限會社も財産上の基礎に於て、會社債権者に對し、會社財産以外に擔保を有しないこと、株式會社と異なることなく會社の計算が合理的に行はなければならない

ら、株式會社の計算に關する規定を殆んど準用してゐる(有四六條)。

しかし有限會社は小規模であり、非公衆性

閉鎖的性質を有するので左の諸點に於て差異が存する。

(1) 有限會社に於ては貸借對照表の公示は要

求せられない。

(2) 建設利息の制度は存在しない。

(3) 會社の整理に關する制度も存しない。

### 定款の變更

有限會社の定款の變更に關する規定が、定款變更一般に關する及び其中最重要且つ特殊の場合である増資、減資に關するものであることは、株式會社に於けると同様であり、且つ此等の點に付ても規定の内容が甚だ類似して居るので、茲には株式會社と異なる諸點の説明のみに止める。

「一般に有限會社の定款を變更するには、總社員の半數以上にして總社員の議決権の四分の三以上を有する者の同意を以てす。」  
此の特別決議の要件は、株式會社の場合に比すれば、著しく加重せられて居り、株式會社と合名會社及合資會社との中間に關しては株式會社に關する規定が準用せられて居る。

「資本減少」に關しても株式會社の場合と大體に於て同様であり、特別決議を必要とし、拂込に付ての相殺の禁止及び増資無効の訴

に關しては株式會社に關する規定が準用せられて居る。

「資本減少」に關しても株式會社の場合と大體に於て同様であり、特別決議を必要とし、拂込に付ての相殺の禁止及び増資無効の訴

に關しては株式會社に關する規定が準用せられて居る。

「株式會社法の認むる合併」は次の二つの場合に限られる。

(1) 有限會社相互間の合併の場合に於ては、合併後存續する會社又は合併に因つて設立尙其の決議に於て資本減少の方法を定むることを要する(有五九條商三七六條一項)。資本減少の方法は(イ)出資一口の金額の減少(但し百圓の最低減を超過得ない)(ロ)出資口數の減少及び(ハ)二方法の併用の三つが考へられるが(ロ)が主として用ひられるであら。

其の他の點に付て例へば持分の消却は資本減少の方法に依るべきこと(有四二條商二二條)、債權者保護の手續、減資無効の訴等株式會社と同様の取扱を受ける(有五八條商三七六條二項、三九條一項、二項、三八〇條)。

— 29 —  
「商法」に於ては、人的會社と物的會社相互間の合併が認められて居るが、「有限會社」に關しては其れと人的會社即ち合名會社及び合資會社との合併は認められず、單に有限會社相互間の合併及び有限會社と株式會社との間の

ある。

(2) 又この特別決議に付ては株式會社の場合と異り、假決議の方法が認められない。之

有限會社の非公衆的で相互に信頼する者の間の組織に於ては、定足數を缺ぐ事の對策

を必要としないからである。從つて

有限會社に關しては、株式會社の如く會

社の目的たる事業の變更に付て、假決議を排除した特則(商三四三條四項)は存しない

「資本増加」の決議に於て定むることを得べ

き事項に關しては、大體に於て株式會社に關する規定と同様な規定が存在し、(有四九條)

その他の點に付ても略同様である。唯有限會社に於ては、引受人を公募する事を得ないの

で、額面以上の引受に該當するものが認められ居ない。

「資本増加」を實現するの方法は(イ)出資一日の金額の增加(ロ)出資口數の增加及び(ハ)兩者の併用が考へらるが、其の中(ロ)の方法か

主として行はれるであろう。

尚法は株式會社に於けると同様「出資の引受」に付てのみ規定を設けて居るので、之に關し簡単に説明する事とする。

(1) 法定引受権、社員は原則として増加する

資本に付き其の持分に應じて出資の引受を

なす。権利を有する(有五一條本大)但し之には二つの例外が存する即く(イ)定款又は總

會の決議に於て出資の引受を爲す権利を或

る者に與ふる場合(有四九條三款)及(ロ)會社が總會の決議を以て特定の者に對し、將

來其の資本を増加する場合に於て、出資の引受を爲す権利を與ふる場合(有五〇條)で

ある。此等の場合には舊社員の出資引受権は制限を受くる事になる。

(2) 出資の引受は要式行為であり、一定の書面を以てするを要するも(有五二條一項)有

限會社は引受権を與へられて居ない第三者の引受を求むる爲に公募する事は許さない

(有五二條二項)ので、此の方式も株式申込

證の如きものとは性質を異にするものであ

る。

(3) 引受を終つたならば取締役は出資金額の面を以てするを要すること(有五七條一項)有

限會社は出資財産全部の給付を爲さしむることを要すること、其の設立の場合と同様

である(有五七條、一二條)

増資が登記に依つて其の效力を生ずること(有五七條、商三五八條一項)は株式會社

と(有五七條、商三五八條一項)は株式會社

の場合と同様であり、現物出資又は財產引

受に付てのみ規定を設けて居るので、之に關し簡単に説明する事とする。

(1) 法定引受権、社員は原則として増加する

資本に付き其の持分に應じて出資の引受を

立の場合に於けると略同様である(有五四

## 本年度國勢調査

十月一日施行

今回の國勢調査は戰時下に於ける調査であつて、時局相重要國策の基礎資料を整備する

ことが主要なる眼目となつて居る。而してこ

とが否かに係るのである。依つて申告義務者を

五九條但書)有限會社が合併を爲すには、

合併後存續する會社又は合併に因つて設立

する會社、有限會社なることを要する(有

五九條但書)有限會社が合併を爲すには、

當事會社は夫々特別決議を爲すことを要し

(有五九條二項)合併に因つて會社を設立する場合には、定款の作成其の他設立に關する行爲は、各會社に於て選任したる設立委員に於て之を爲すことを要する(同條三項)。

各調査員は其の任務の重大にして、名譽であるか否かに係るのである。依つて申告義務者をして本事業に協力せしめ、申告書の記入を正確にし、調査の結果が良好ならしむる爲には、

各調査員は其の任務の重大にして、名譽であることをよく得し、國勢調査に關する諸規程その他の調査上心得べき事項を熟讀玩味し、その指示する所に従ひ、誠實に職務を遂行せねばならぬ。

### 調査の時期

昭和十五年十月一日午前零時

### 被調查者の範囲

1 調査の時期に帝國版圖内に現在する内地人、本島人、其の他の外地人及外國人

2 調査の時期に帝國版圖外に現在する現



申する可能性が少く、又一旦一人の手に歸し、會社員の請求に依り、清算人を解任されたとすれば分散する可能性が少い。加之有限會社に於ては、取締規定が寛大なのは複数の社員が存在することに依つて、相互に監督することを得ることも考慮した爲であるから、「人會社」を認めない方が適切である。然しこの場合にも社員を加入せしめて會社を繼續することを認められて居る(有七〇條二項)。

「會社繼續」有限會社は本店の所在地に於て解散の登記を爲した後と雖も會社を繼續することを妨げない。此の場合には法定の期間内に本支店の所在地に於て繼續の登記を爲すこととする(有七一條)。

「有限會社の清算」は物的會社に準じて規定されたる。即ち有限會社の清算は物的會社に準じて規定せられて居る。即ち有限會社に關しては法定清算のみ認められ所調任意清算の制度は存しない。然しながら有限會社に付ては其の非公衆性、閉鎖性からして特別清算の制度は認められて居ない。「清算人」の種類としては株式會社の場合と同じく法定清算人、定款の規定による清算人、及法院の選任に因る清算人(有七二條)がある。清算人は法院の選任に係るもの、外何時にも社員總会の決議に依り、之を解任することを得べく、(有七四條)重要な事由あるときは法院は監

以上を以て有限會社の特色及其の構成並に效用等を簡単に説明したのであるが、叙上の如き諸特色を有する有限會社は、本島の如く比較的小規模の非公開的閉鎖的會社に同様會社の多數存する事情の下では、その利用を廣汎であり、又今次事變の終局への段階と歩調を共にする。

南支方面に於ける經濟界の進出に依る試験會社即大株式會社の豫備的形態として需要多

かるべく、其の他破産債權者、其營團體、植民會社、カルテル及びトラスト、持株會社等に

ものとして極めて實益ある會社形態たることを信するものであり、本島經濟界に裨益する處少なからざるを疑はないのである。

（完）

### 臺灣總督府企畫部

意すべき事項は左の如し。

一 被調查者中軍人等の所謂緣故留宅から申告せねばならぬ者は、申告の脱漏や重複が起り易いから特に注意すること。

二 記入済の申告書は其の取扱に留意し、他人に見られない様にすることは勿論、記載された事項を絶対に他人に洩らさぬこと。

三 準備調査の際、受持區域内の實況を縦密に調査し置くこと。

四 今回の調査は申告書に記入すべき者の範囲と記入事項が複雑であるから申告書用紙

五 關係のない質問を發して疑惑を招き、又は感情を害する如きことのない様に注意すること。

六 記入の代筆を依頼されたるときは快く應ずること。

七 應對を丁寧にし、申告義務者に不快の念を懷かせない様に努めること。



## 華僑の動向を探る

即ち各國の移民が、大抵商人に限られてゐるのに、華僑は、農工商業凡ゆる職業界に亘つて散在し、如何なる苦痛をも物とせず、自人及土人の出來ない仕事を黙々として成し遂げて行く處によき華僑の特殊性を買はれてゐる。かやうに華僑はあらゆる迫害と壓迫をうけ、多くも今日全世界にその大なる潛勢力をもち經濟的に確乎たる地盤を有してゐるのは、全

華僑の進出は歴史的に見て何れの國よりも早く、又その數も何れの國よりも多いことは統計上に見るばかりでなく、周知の事實である。從つて華僑は自らその特殊性を持つてゐる。左にその例を擧げてみると、

◆何れの國民でも海外に移民した者は大抵時間性を有し、移民心理として鉛を飾つて故郷に歸ることを希望してゐる。しかし華僑はさくまでない。閩粵の華僑が明朝の代に南洋に赴き、清末には更に進々南米、北米へ進出し、この人達は一度其處に行けば直ちに土着民となつて、廟宇神龕を思ふ心に燃えてしまつても其の子孫々は歸國を敢てしない。

種の根強き底力は華僑の特殊的性格である。

### 福建省政府の華僑對策

福建省政府は、あらゆる危險を目にし、曾つては政府の彈圧を受け、も淮出したのである。これは所謂抗戰以來三年余、要人重閣の搾取と產業

の主人」と稱せられるのも決して過然ではない。

（福建）

### 華僑の特殊性

至る處に入り込み、根強く其の地位を確保して行くのは、華僑の特性であり、又民族的性

一面である。

◆近代國家の移民乃至植民政策なるものは、大體政府より半強制的であり、また獎勵し保護の一面である。

即ち各國の移民が、大抵商人に限られてゐるのに、華僑は、農工商業凡ゆる職業界に亘つて散在し、如何なる苦痛をも物とせず、自人及土人の出來ない仕事を黙々として成し遂げて行く處によき華僑の特殊性を買はれてゐる。かやうに華僑はあらゆる迫害と壓迫をうけ、多くも今日全世界にその大なる潛勢力をもち經濟的に確乎たる地盤を有してゐるのは、全

く華僑の持つ特性のしからしむるところであつて、南洋における華僑のことは「實際上

の主人」と稱せられるのも決して過然ではない。

（福建）



### 地方情報報

#### 新産業道路開発

斗六郡では新體制に則應して山手を開發し大いに產業の振興を圖ることになった。斗六から樟湖に通する山手道路二里餘を直轄、溪邊居内と勤労奉仕をなし、之が開墾を一週間の豫定で施行することになった。これには約六萬人の勞役を要し、九月中には完成の見込みである。この道路完成の時は斗六は山產物の集散地となり、將來の殷盛を豫想され、其の成果は各方面より非常に期待をかけられてゐる。

#### 北門の田舎にも皇民化

臺南北門郡佳里街佳里の特產として、俗に言はる「濁水蜜を越せば香りも高し」とて夙にその名を知られてゐる「老藤」は、本島陋習の一つとして數へられる所謂濁水蜜を喫むならはしの唯一の嗜好品として廣く用ひられてゐた。「老藤」は遠く魔成功臺灣平定の昔より栽培されひと頃は年產數十萬圓を上げた。本島文化の向上と共に濁水蜜も階級が年を追ふた。

印 刷 人 加藤 豊 吉	新竹州が全島に亘けて產馬獎勵に乗り出していることは軍、總督府等よりも絶大的な稱讃を浴びてゐる。州畜產會に於ては本年度更に苗栗郡三叉里も絶大な稱讃を浴びてゐる。
發行者 臺灣總督府時報部	臺灣總督府時報部

アシナガウマの研究会

第2回 国際農業研究会

#### 朝鮮大博覽會

九月一日より華々しく京城で開かれた朝鮮大博覽會は十月二十日まで催されるが、同博の臺灣特設館は、南方認識を強調し、人氣の中心になつてゐる。

追うて減少を來し、殆どその影をひそめつゝありと雖も、今尙當地年產十五萬圓の老藤を中最高に位し、楓林は同牧場に於て自給自足の豫定である。同牧場當初の計畫としては州下全產馬を離乳と同時に百頭以内で買上げ、於て幣害少からず、平原北門郡守は着任勿々この問題を取り上げ、「老藤」の栽培阻止運動を喚起した。他方於てまたこれが對策としての代作物の選定に意を用ひ、農務技術員をして調査研究を進めつゝあつたが、この程手頭なる適地作物として「デリス」栽培の有利なるを發見した。早速關係農民三百餘名を集めて「老藤」栽培廢止の勵行並に代用「デリス」栽培に關する懇談會を開催、大きく皇民化運動の見地より彼等の自覺を促したところ、幸ひにして誠意ある諒解を得たので、茲に傳統的栽培をほこる佳里特產物「老藤」は遠からずして吾々の視界より消え去ることとなつた。

#### 若駒の大牧場

新竹州が全島に亘けて產馬獎勵に乗り出していることは軍、總督府等よりも絶大的な稱讃を浴びてゐる。州畜產會に於ては本年度更に苗栗郡三叉里も絶大な稱讃を浴びてゐる。

印 刷 人 加藤 豊 吉  
臺北市京町一丁目四三番地  
新竹州  
領 布 臺灣總督府時報部  
申込所 臺灣時報發行所  
昭和十五年九月十五日印刷  
印 刷 所 臺灣總督府時報部  
編 行 所 臺灣時報發行所  
定 價 一部五錢一ヶ月十錢(稅共)  
臺北市京町一丁目四三番地  
申込所 臺灣時報發行所  
昭和十五年九月十五日印刷

刊版 再文書

**國家總力法及關係法規**

臺灣總督府企畫部編纂

内 容

本書ハ國家總動員法、輸出入品等ニ關スル臨時措置法ニ關スル法律、臨時資金調整法及外國爲替管理法ニ關スル臺灣關係法規

(勅令・府令・告示)ヲ輯錄ス

希望者ハ至急各州、廳、獨立官衙若クハ當幕集所へ申込マレタシ

所賣發二竝行發  
所行發報時臺灣

內府督理臺灣  
八九四 內構話電  
〇七〇二臺灣總督府  
(説明: 通牒等)

定價 金一圓五十錢

(昭和十五年六月末日現在 進鑑等五項追加除濟ノモノ)

本書ハ國家總動員法、輸出入品等ニ關スル臨時措置法ニ關スル法律、臨時資金調整法及外國爲替管理法ニ關スル臺灣關係法規

追テ法令改正ノ都度適當加除訂正ヲ追錄トシテ發行實費ニテ配付ス。

追錄ハ前回ノ分ト共通ナリ。

# ↑野村證券株式會社

目要業營  
一、日本銀行引受國債賣捌取扱  
二、公社債の引受募集並ニ賣買  
株式の引受募集並ニ賣買  
公社債元利金支拂株式配當金取扱代理事務  
金 融 業 務

本店

大阪市東區安土町二丁目

臺北支店

臺北市表町二丁目

其

店他

新嘉坡・名古屋・京都・神戶・岡山・

東京・高松・門司・福岡・金澤・

新潟・靜岡・札幌・京城・大連

滿洲野村證券株式會社

本店奉天・支店新京・大連